

パーソナルメディアトレーニング利用規約

第1条(目的)

1. この利用規約(以下「本規約」といいます。)は、build株式会社(以下「当社」といいます。)が運営する「パーソナルメディアトレーニング」(以下「本サービス」といいます。)を利用する受講生(以下「受講生」といいます。)に適用されます。受講生は、本規約に同意の上、本サービスを利用します。
2. 本規約は、本サービスの利用条件を定めています。本サービスに受講生登録した受講生は全て本規約に従い、年齢や利用環境等の条件に応じて、本規約の定める条件に従って本サービスを利用します。
3. 受講生が本規約に同意することにより、当社との間に本契約(第2条で定義します。)が成立します。

第2条(定義)

本規約において使用する以下の用語は、以下の各号に定める意味を有します。

- (1) 「本契約」:本規約を契約条件として当社及び受講生との間で締結される、本サービスの利用契約を指します。
- (2) 「受講生」:本サービスの受講生登録をしている方を指します。

第3条(受講生登録)

1. 本サービスの受講生になろうとする方は、本規約の内容に同意の上、当社が定める手続きにより受講生登録を行います。
2. 受講生は、前項に基づき登録した情報に変更が発生した場合、直ちに、登録情報の変更手続を行う義務を負います。
3. 当社は、当社の裁量により、受講生登録を拒否する場合があります。
4. 受講生は、本サービスを利用する権利を第三者(他の受講生を含みます。以下同じ。)に対して利用、貸与、譲渡、売買又は質入等を行うことはできません。

第4条(本サービスの内容)

本サービスは、当社が提供するメディア集客スペシャリストの受講を完了した受講生に対して、メディアを使用した受講生の事業における集客のトレーニングを提供するサービスです。

第5条(利用料金)

1. 本サービスの利用料金は、当社が定める料金表に従います。
2. 受講生は、当社が定める方法でのみ、本サービスに係る利用料金の決済を行うことができます。

第6条(本サービスの提供条件)

当社は、メンテナンス等のために、受講生に通知することなく、本サービスを停止又は変更することがあります。

第7条(知的財産権等)

1. 受講生が本サービス内において発表したり、弊社に提出したり等を行った場合、著作物性の有無を問わず、内容の一部又は全部に関し、発生しうる全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含みます。)について、以下の目的の範囲内で、無償かつ無制限に利用できる権利を当社に対して許諾することについて同意します。

- (1) 教材、教育資料、講座内容への反映
 - (2) 当社の実績として対外的に表示
 - (3) 頒布物の配布(公衆送信、自動送信化を含む。)
2. 受講生は、方法又は形態の如何を問わず、本サービスにおいて提供される全ての情報及びコンテンツ(教材等を含み、以下総称して「当社コンテンツ」といいます。)を著作権法に定める、私的使用の範囲を超えて複製、転載、公衆送信、改変その他の利用をすることはできません。
 3. 当社コンテンツに関する著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他一切の知的財産権及びこれらの権利の登録を受ける権利(以下総称して「知的財産権」といいます。)は、当社又は当社がライセンスを受けているライセンサーに帰属し、受講生には帰属しません。また、受講生は、知的財産権の存否にかかわらず、当社コンテンツについて、複製、配布、転載、転送、公衆送信、改変、翻案その他の二次利用等を行ってはなりません。
 4. 受講生が本条の規定に違反して問題が発生した場合、受講生は、自己の費用と責任において当該問題を解決するとともに、当社に何らの不利益、負担又は損害を与えないよう適切な措置を講じなければなりません。
 5. 受講生は、著作物となりうる掲載内容の一部について、当社並びに当社より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権(公表権、氏名表示権及び同一性保持権を含みます。)を行使しません。

第8条(禁止事項)

1. 当社は、受講生による本サービスの利用に際して、以下の各号に定める行為を禁止します。
 - (1) 受講生が本サービスを自身の事業での集客以外の目的に使用する行為
 - (2) 本規約に違反する行為
 - (3) 当社、当社がライセンスを受けているライセンサーその他第三者の知的財産権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権等の財産的又は人格的な権利を侵害する行為又はこれらを侵害する恐れのある行為
 - (4) 当社又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はその恐れのある行為
 - (5) 不当に他人の名誉や権利、信用を傷つける行為又はその恐れのある行為
 - (6) 法令又は条例等に違反する行為
 - (7) 公序良俗に反する行為若しくはその恐れのある行為又は公序良俗に反する恐れのある情報を他の受講生又は第三者に提供する行為
 - (8) 犯罪行為、犯罪行為に結びつく行為若しくはこれを助長する行為又はその恐れのある行為
 - (9) 事実に反する情報又は事実に反する恐れのある情報を提供する行為
 - (10) 当社のシステムへの不正アクセス、コンピューターウィルスの頒布その他本サービスの正常な運営を妨げる行為又はその恐れのある行為
 - (11) 本サービスの信用を損なう行為又はその恐れのある行為
 - (12) 青少年の心身及びその健全な育成に悪影響を及ぼす恐れのある行為
 - (13) 他の受講生のアカウントの使用その他の方法により、第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (14) 詐欺、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく又は結びつく恐れのある行為
 - (15) 犯罪収益に関する行為、テロ資金供与に関する行為又はその疑いがある行為
 - (16) その他当社が不相当と判断する行為
2. 当社は、受講生の行為が、第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前に通知することなく、以下の各号のいずれか又は全ての措置を講じることができます。

- (1) 本サービスの利用制限
- (2) 本契約の解除による退会処分
- (3) その他当社が必要と合理的に判断する行為

第9条(解除)

1. 当社は、受講生が以下の各号のいずれかに該当した場合、何らの通知等を要することなく、本契約を解除し、退会させることができます。
 - (1) 受講生が事業を終了した場合
 - (2) 登録情報に虚偽の情報が含まれている場合
 - (3) 過去に当社から退会処分を受けていた場合
 - (4) 受講生の相続人等から受講生が死亡した旨の連絡があった場合又は当社が受講生の死亡の事実を確認できた場合
 - (5) 未成年が法定代理人の同意なく、本サービスを利用した場合
 - (6) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人が、成年後見人、保佐人又は補助人等の同意なく、本サービスを利用した場合
 - (7) 当社からの要請に対し誠実に対応しない場合
 - (8) その他当社が不相当と判断した場合
2. 前項各号に掲げる場合のほか、当社は、受講生に対して30日前までに事前に通知することにより、本契約を解除し、退会させることができます。また、受講生が退会を希望する場合、当社が定める退会手続きにより、翌々月末日をもって本契約を解除し、退会させることができます。

第10条(非保証・免責)

1. 本サービスの内容について、その完全性、正確性及び有効性等について、当社は一切の保証をしません。また、当社は、本サービスに中断、中止その他の障害が生じないことを保証しません。
2. 受講生が本サービスを利用するにあたり、本サービスから本サービスに関わる第三者が運営する他のサービス(以下「外部サービス」といいます。)に遷移する場合があります。その場合、受講生は、自らの責任と負担で外部サービスの利用規約等に同意の上、本サービス及び外部サービスを利用します。なお、外部サービスの内容について、その完全性、正確性及び有効性等について、当社は一切の保証をしません。
3. 受講生が登録情報の変更を行わなかったことにより損害を被った場合でも、当社は一切の責任を負いません。
4. 受講生は、法令の範囲内で本サービスをご利用ください。本サービスの利用に関連して受講生が日本又は外国の法令に触れた場合でも、当社は一切の責任を負いません。
5. 当社は、天災、地変、火災、ストライキ、通商停止、戦争、内乱、感染症の流行その他の不可抗力により本契約の全部又は一部に不履行が発生した場合、一切の責任を負いません。
6. 本サービスの利用に関し、受講生が他の受講生との間でトラブル(本サービス内外を問いません。)になった場合でも、当社は一切の責任を負わず、受講生間のトラブルは、当該受講生が自らの費用と負担において解決します。

第11条(損害賠償責任)

1. 受講生は、本規約の違反又は本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に発生した損害(逸失利益及び弁護士費用を含みます。)を賠償します。
2. 次項を除く本規約の他の定めにかかわらず、当社は、当社の帰責事由により受講生に損害を与えた場合、次の各号に定める範囲でのみその損害を賠償する責任を負いません。

- (1) 当社の故意又は重過失による場合:当該損害の全額
 - (2) 当社の軽過失による場合:現実かつ直接に発生した通常の損害(特別損害、逸失利益、間接損害及び弁護士費用を除く。)の範囲内とし、かつ1万円を上限とする
3. 前項にかかわらず、受講生が法人である場合又は個人が事業として若しくは事業のために本サービスを利用する場合には、当社に故意又は重過失のない限り、本サービスに関連して当該受講生が被った損害につき当社は一切の責任を負いません。なお、当社が損害を賠償する場合は、損害発生日から直近1年間の利用料金の累積総額を上限とします。

第12条(本サービスの廃止)

1. 当社は、当社が本サービスの提供を廃止すべきと合理的に判断した場合、本サービスの提供を廃止できます。
2. 前項の場合、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

第13条(秘密保持)

1. 受講生及び当社は、本サービスの提供に関して知り得た相手方の秘密情報(本サービスに関するノウハウ、当社のシステムに関する情報、技術上又は営業上の一切の秘密情報を含みます。)を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の書面による同意なく第三者(当社の関連会社及び委託先を含みます。)に開示、提供及び漏洩しないものとし、ただし、当社は第8条第1項各号の目的に必要な範囲で秘密情報を使用することができます。
2. 次の各号の情報は、秘密情報に該当しないものとし、
 - (1) 開示を受けた時、既に所有していた情報
 - (2) 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
 - (3) 開示を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報
 - (4) 開示された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
 - (5) 法令の定め又は裁判所の命令に基づき開示を要請された情報
3. 受講生及び当社は、相手方の指示があった場合又は本契約が終了した場合は、相手方の指示に従い速やかに秘密情報を、原状に回復した上で返却又は廃棄し、以後使用しないものとし、
4. 当社は、受講生の同意を得て当社の関連会社又は委託先に受講生の秘密情報を開示した場合、当該関連会社及び委託先の当該秘密情報の取扱いについて一切の責任を負いません。
5. 当社は、本サービスを提供する目的のために、受講生の秘密情報を利用することができます。

第14条(反社会的勢力の排除)

1. 受講生及び当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下総称して「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 受講生及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 受講生及び当社は、相手方が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、相手方に対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができます。
4. 受講生及び当社は、前項により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。

第 15 条(お問い合わせ対応)

1. 当社は、本サービスに関する受講生からのお問い合わせに対して回答するよう努めますが、法令又は本規約上、当社に義務又は責任が発生する場合を除き、回答の義務を負いません。
2. 当社は、受講生からのお問い合わせに回答するか否かの基準を開示する義務を負いません。

第 16 条(地位の譲渡等)

受講生及び当社は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。但し、株式譲渡若しくは事業譲渡又は合併、会社分割その他の組織再編についてはこの限りではありません。

第 17 条(個人情報の取り扱い)

1. 当社は、寄稿者から申込時及び寄稿中、寄稿後に頂戴した情報(氏名等の個人情報を含む。)を、下記の目的で利用します。
 - (1) 本サービスの管理、運営
 - (2) 受講生からの問い合わせ対応
 - (3) 受講生に対する通知、お知らせ(メルマガを含みます。)
 - (4) その他前各号に関連するもの
2. 当社は、本人同意がない限り、法令の規定又は司法手続に基づく要請による場合を除き、個人情報を第三者に提供したり、第三者と共同で利用したりすることはありません。
3. ご本人又はその代理人が、個人情報に関して、利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止(以下、「開示等」という。)を要求される場合には対応いたします。お問い合わせに際し、ご本人又はその代理人であるかを確認する場合があります。ご本人又は、その代理人としてのご本人確認が

取れない場合は、お問い合わせ、開示等のご要望に応じられない場合があります。ご本人又はその代理人からの個人情報の開示請求、当社からの個人情報の開示回答は合理的期間内に回答させていただきます。

4. お問い合わせは、「個人情報開示等請求書」により郵送で承っております。当社まで所定の「個人情報開示等請求書」をご請求ください。
5. 「開示等の求め」を行う場合は、1回のご請求ごとに1,000円(税込)の手数料をご負担いただきます。各請求書を当社へ郵送する際に1,000円分の切手をご同封ください

第 18 条(分離可能性)

1. 本規約の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本規約の他の規定は有効とします。
2. 本規約の規定の一部がある受講生との関係で無効又は取消となった場合でも、本規約は他の受講生との関係では有効とします。

第 19 条(違反行為への対処方法)

1. 受講生は、本規約に違反する行為を発見した場合は、当社にご連絡ください。
2. 受講生は、本規約に違反する行為への当社の対処について、異議を申し立てることはできません。

第 20 条(本契約の有効期間)

本契約の有効期間は、本契約成立時から受講生が退会するまでの間とします。なお、第7条、第9条第3項、第10条から第12条、第14条第3項及び第4項、第16条、第18条、本条、第22条及び第23条の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。

第 21 条(本規約の変更)

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更できます。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されます。
 - (1) 本規約の変更が、受講生の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の2週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を受講生に通知、本サービス上への表示その他当社所定の方法により受講生に周知します。
3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に受講生が本サービスを利用した場合又は当社所定の期間内に受講生が解約の手続をとらなかった場合、当該受講生は本規約の変更に同意したものとします。

第 22 条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、全て日本国の法令が適用されます。

第 23 条(合意管轄)

受講生と当社との間における一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 24 条(その他)

1. 受講生は、本規約に定めのない事項について、当社が細目等を別途定めた場合、これに従います。この場合、当該細目等は、本規約と一体をなします。
2. 細目等は、当社所定の箇所に掲載した時点より効力を生じます。
3. 細目等と本規約の内容に矛盾抵触がある場合、本規約が優先します。

付則

2023年7月1日：制定・施行